

## みまさか子ども未来応援券特定事業者募集要項

### 1. みまさか子ども未来応援券の概要

#### (1) 交付対象者

みまさか子ども未来応援券（以下「応援券」）の交付対象は、令和6年4月1日以降に出生し、美作市住民基本台帳に掲載された一歳未満の児童の保護者であって、市内に住所を有する者。

#### (2) 交付額

美作市は、交付対象者一人につき、5,000円相当（500円×10枚）の応援券を交付します。

#### (3) 対象物品

- ① 紙おむつ
- ② 粉・液体ミルク（0～1歳児対象のもの）
- ③ おしりふき
- ④ 哺乳びん・哺乳びん乳首

#### (4) 使用方法

応援券は、特定事業者として美作市に登録された事業者の店舗（以下「特定店舗」という。）で対象物品の購入の際に使用されますが、500円未満の場合はお釣りを出さないようにしてください。

特定事業者は、受け取った応援券を美作市に請求し、換金します。

（例）1,100円の物品を購入する → 500円券2枚と現金100円で支払い

#### (5) 有効期限

応援券の有効期限は、発行日の属する年度の翌年度末（3月31日）までです。

有効期限を過ぎた応援券は換金できません。有効期限の過ぎた応援券を受け取ることのないよう十分注意してください。

（例）令和6年度発行の応援券 → 2026年（令和8年）3月31日まで

### 2. 特定事業者の資格要件

特定事業者として登録できる者は、次のとおりです。

- (1) 美作市内に店舗を有し、応援券の対象物品の取扱いがある事業者であること。
- (2) 政治・宗教活動、公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (3) 個人情報の保護について、十分配慮していること。
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 特定事業者登録申請日以降に、美作市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

### 3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 美作市から提供を受ける店頭掲示物を見やすい場所に掲示してください。
- (2) 確認用として配布する応援券の見本を、取り扱う全ての従業員に周知してください。
- (3) 応援券を受け取る際に、偽造等の疑いがないか、有効期限が過ぎていないかなど、応援券に問題がないか十分確認してください。
- (4) 応援券の偽造、他人による使用その他の応援券の不正な使用が明らかである場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、速やかに子ども政策課に報告してください。

### 4. 登録申請方法

次の各様式に必要事項を記入のうえ、子ども政策課に提出してください。各様式は、市ホームページにも掲載しております。

- (1) 特定事業者登録申請書
- (2) 債権者登録申請書（未登録の場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### 5. 換金方法

- (1) 原則として、応援券を受理した日の属する月の翌月 10 日までに子ども未来応援券事業費請求書に使用済の応援券を添えて、子ども政策課に提出してください。
- (2) 換金請求後、応援券の偽造・模造・変造等の事実が判明した場合は、当該応援券の換金はできません。

### 6. その他

- (1) 広告などを行う場合に、応援券の見本のデザインデータを希望される場合は、その旨をメールにて子ども政策課までご連絡ください。なお、後日デザインデータを使用した広告の見本の提出をお願いします。
- (2) 応援券の取り扱いを中止される場合は、速やかに子ども未来応援券特定事業者登録廃止届を子ども政策課に提出してください。
- (3) 美作市が必要と認めるときは、特定事業者に対して応援券の取り扱い状況等について調査の協力をお願いすることがあります。
- (4) 応援券保有中の紛失、盗難、破損その他の事故、応援券の偽造、変造、模造に対して、美作市は一切責任を負いません。
- (5) 美作市が別に定める「みまさか子ども未来応援券事業実施要綱」を遵守してください。

### 7. 申請・問い合わせ先

〒707-0014 美作市北山 390 番地 2 美作保健センター内 子ども政策課

電話：0868-72-3911 E-mail : [kodomo@city.mimasaka.lg.jp](mailto:kodomo@city.mimasaka.lg.jp)